

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント利用重要事項説明書
<令和8年4月1日現在>

1 事業者の概要

設置者名	久慈市
代表者名	久慈市長 中平均
所在地 (連絡先)	岩手県久慈市川崎町1番1号 0194-52-2111

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	久慈市指定介護予防支援事業所
所在地 (連絡先)	岩手県久慈市旭町第8地割100番地1 (電話) 0194-61-1557 (ファックス) 0194-61-1119
介護予防支援事業所番号	0300700010
サービス提供地域	岩手県久慈市全域

(2) 事業所の職員体制

管理者	1名
保健師又は介護支援専門員	1名以上
社会福祉士又は経験のある看護師又は高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事	1名以上
事務職員	1名以上

(3) 営業時間及び営業日

営業時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
休業日	土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

(4) 事業の目的及び運営方針

① 事業の目的

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)が、介護保険法等の関係法令等に従い、利用者に対し、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。

② 運営方針

ア 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

ウ 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等若しくは地域密着型介護予防サービスに不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

エ 事業の実施にあたっては、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他の介護予防支援事業所、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。

3 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容について

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する相談

利用者の居宅又は事業所内又は委託事業者の事業所内において利用者からの相談に応じます。

(2) 入院時における連絡

利用者又はその家族は、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えていただくようお願いします。また、入院した際には、久慈市指定介護予防支援事業所にも連絡くださいますようお願いいたします。

(3) 介護予防サービス・支援計画書の作成

① 担当職員は、利用者に対して介護予防サービス・支援計画書を作成します。

② 介護予防サービス・支援計画書の作成開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供します。

なお、介護予防サービス・支援計画書は2の(4)の②運営方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の介護予防サービス事業者等の紹介や当該事業所を介護予防サービス・支援計画書に位置付けた理由を求めることができます。

③ 介護予防サービス・支援計画書の作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。

④ 利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、介護予防サービス事業者等、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス・支援計画書の原案を作成します。

なお、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション等の医療系サービスを希望している場合その他必要な場合に、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その上で介護予防サービス・支援計画書を作成した際には、当該介護予防サービス・支援計画書を主治の医師又は歯科医師に交付します。

⑤ サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報をそれぞれのサービス担当者と共有するとともに、介護予防サービス・支援計画書原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めます。

⑥ 作成された介護予防サービス・支援計画書原案の内容について利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。

(4) 介護予防サービス・支援計画書の実施状況の継続的な把握、評価

① 介護予防サービス・支援計画書作成後においても、介護予防サービス・支援計画書の実施状況及び利用者の状況の把握を行い、必要に応じて、介護予防サービス・支援計画書の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整等を行います。

なお、介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供します。

② 介護予防サービス・支援計画書に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

(5) 利用者の居宅への訪問

モニタリング等を行うために、次のいずれかに該当する場合には、利用者の居宅を訪問し面接します。

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、介護予防サービス事業者等を訪問する等の方法により、可能な限り利用者に面接するように努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者と連絡を取り、利用者の状況把握を行います。

① アセスメント実施時

② 介護予防サービス等提供開始月の翌月から起算して3月に1回

③ 介護予防サービス等の評価期間が終了する月

④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

4 業務の委託

事業者は、利用者の同意のもと、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができるものとします。

5 利用料金等

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関する利用料は、原則、利用者の自己負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が法定代理受領できない場合は、下表に定める金額が自己負担となる場合があります。

区 分	金 額
介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費（1月につき）	4,420 円
初回加算	3,000 円
委託連携加算	3,000 円

6 秘密の保持と個人情報保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業所の担当職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。また、事業所は、担当職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

なお、居宅介護支援事業者に対し介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する場合においても同様に秘密の保持を行います。

(2) 個人情報の保護について

事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いることはありません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いることはありません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。また、居宅介護支援事業者に対し介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する場合においても同様に個人情報の保護を行います。

7 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対して行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、久慈広域連合に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業者は、利用者に対して行った介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、利用者又はその家族の原因により発生した事故については、この限りではありません。

8 サービスの終了

- (1) 利用者の都合でサービスを終了する場合、30日前までにお申し出ください。
- (2) 事業所等の都合でサービスを終了する場合、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合には、文書で通知いたします。
- (3) 以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
 - ① 契約書の契約期間が満了したとき
 - ② 介護予防サービス計画の目標が達成され計画の実施期間が終了したとき
 - ③ 利用者が死亡したとき
 - ④ 利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が終了したとき
 - ⑤ 事業所から解約の意思表示がなされ、予告期間が終了したとき
 - ⑥ 利用者又はその家族が事業者又は担当職員に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状況の改善が見込めないとき
 - ⑦ 利用者が要支援又は事業対象者のいずれにも該当しないと認定されたとき
 - ⑧ 利用者が医療施設等に入院（所）したこと等により、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービス利用が困難となった場合

9 虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置を講じます。

- (1) 事業所における人権の擁護・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、介護支援専門員に周知徹底を図るとともに、従業者の人権意識の向上及び知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10 相談・苦情窓口

サービスの提供等に関して相談や苦情がある場合には、以下までご連絡ください。

相談窓口	電 話	ファックス
久慈市地域包括支援センター	0194-61-1557	0194-61-1119
久慈広域連合（介護保険課）	0194-61-3355	
岩手県国民健康保険団体連合会（代表）	019-604-6700	

11 業務継続計画

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- （1）事業者は従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- （2）事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 感染症の予防及び蔓延防止のための措置

事業者は、事業所において感染症が発症し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- （1）事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- （2）事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備を行います。
- （3）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

13 ハラスメント防止対策について

適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント防止の取組として、次の各号に掲げる事項を禁止します。

- （1）職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- （2）パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどの行為
- （3）職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影・録音。また、それらをインターネット等に無断で掲載すること